

2025年1月16日

米ドル建永久劣後特約付社債の発行について

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮、以下「当社」)は、自己資本の一層の充実等を目的に、米ドル建永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)(以下「本劣後債」)を下記のとおり発行することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行体: 第一生命保険株式会社
2. 名称: 米ドル建永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)
3. 発行総額: 20億米ドル
4. 発行価格: 額面金額の100%
5. 利率: 2035年1月まで 年6.200%(固定金利)
2035年1月以降 固定金利(ステップアップあり。5年ごとにリセット)
6. 償還期限: 定めなし(但し、発行日の10年後の応当日及びその5年後ごとの利率改定日に、監督当局の事前の同意または確認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)
7. 優先順位: 本劣後債の保有者は、当社の清算手続等において、清算同順位債務と同順位であり、上位債務に劣後し、当社の優先株式及び普通株式並びに下位債務に優先する範囲においてのみ権利を有する
8. 募集方法: 米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。なお、日本国内での募集は行わない。)における募集
9. 上場: シンガポール証券取引所上場
10. 払込期日: 2025年1月16日

以上

本ニュースリリース「米ドル建永久劣後特約付社債の発行について」は、当社の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、本ニュースリリースは、アメリカ合衆国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。アメリカ合衆国において本証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなります。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。